

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱要綱

制定 平成20年1月10日告示第1号

改正 平成20年8月21日告示第17号

(趣旨)

第1条 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成20年条例第1号。以下「条例」という。)に規定する指定ごみ袋の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(取扱業務の委託)

第2条 管理者は、条例第14条第1項及び第15条に規定する指定ごみ袋の取扱いに関する業務(以下「取扱業務」という。)を、伊賀南部環境衛生組合(以下「衛生組合」という。)が指定する指定ごみ袋取扱店(以下「取扱店」という。)に委託できるものとする。

(取扱店の申請資格)

第3条 取扱店の指定を受けることができる者には、次に掲げるすべての事項に該当しなければならない。

- (1) 名張市又は伊賀市内に店舗又は事務所(以下「店舗等」)を有していること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(取扱店の指定)

第4条 取扱店の指定を受けようとする者は、伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店申請書(様式第1号)に、次に定める書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 店舗等の位置図
- (2) 市税の納税証明書又は非課税証明書(民間非営利組織は除く。)
- (3) 活動を証する書類(民間非営利組織の場合に限る。)

(決定通知等)

第5条 管理者は、第4条の規定による申請を審査の上、適当と認め、取扱店の指定を決定したときは、伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項に基づき、その旨を告示しなければならない。

(指定ごみ袋の取扱い)

第6条 取扱店は、指定ごみ袋の交付を受けようとする者から手数料を徴収し、指定ごみ袋を交付するものとする。

2 取扱店は、取扱区域の指定ごみ袋の各種類につき、一般の需要を満たすに足りる数量

を常備しなければならない。

3 取扱店は、指定ごみ袋の配送を受けようとするときは、衛生組合が契約した事業者へ直接注文するものとする。この場合において、注文は、1箱500枚単位とするものとする。

4 取扱店は、市民に対して指定ごみ袋の種類ごとに10枚1組で交付しなければならない。

5 取扱店は、店頭の見やすい場所に取扱店である旨を表示し、店舗等内の指定ごみ袋を置く場所に交付単位当たりの手数料の額を表示しなければならない。

(手数料の納付)

第7条 取扱店は、配送を受けた指定ごみ袋の数量に応じた手数料を配送日の翌月末までに納付しなければならない。

2 管理者は、取扱店に対して配送を行った翌月の15日までに納入通知書により手数料を請求するものとする。

(取扱委託料)

第8条 取扱業務に係る委託料(以下「取扱委託料」という。)は、1枚につき2円とする。

(繰替払)

第9条 手数料の納入と取扱委託料の支払いは差し引きしたうえで清算するものとし、取扱委託料は繰替払を行うものとする。

(配送の停止)

第10条 管理者は、取扱店が手数料を指定期日までに納付しない場合は、翌月以降の配送を停止することができる。

(指定の変更又は廃止)

第11条 取扱店は、店舗若しくは事務所の名称若しくは所在地の変更又は指定の廃止をしようとするときは、事前に伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店変更(廃止)届(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消)

第12条 管理者は、取扱店がこの要綱に違反したとき、偽りその他不正な手段により指定を受けたとき又は取扱店として公金及び指定ごみ袋の適正な管理ができていないと認められるときは、取扱店の指定を取り消すことができる。

(指定ごみ袋の引渡し)

第13条 取扱店は、指定の廃止の届出をしたとき又は指定の取消をされたときは、配送を受けて市民に交付していない指定ごみ袋を衛生組合に引き渡さなければならない。

2 管理者は、前項の規定により引き渡された指定ごみ袋の数に相当する手数料の額から次に掲げる額を控除した額を取扱店へ還付するものとする。

(1) 引き渡された指定ごみ袋に相当する取扱委託料

(2) 指定ごみ袋の配送を受けて、引渡し時に払い込まれていない手数料
(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年8月21日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合
管理者 様

住 所
申請者 氏名又は事業
所の名称及び
代表者の氏名

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店申請書

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱要綱第 4 条の規定により申請します。

記

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店申請店舗

| | |
|--------------------|-------------------|
| 店舗又は事務所の名称 | |
| 所在地 | |
| 取扱指定袋の種類 | 名張市区域用 ・ 伊賀市青山区域用 |
| 取扱日時 (営業日、営業時間) | |
| 担当者氏名 | |
| 電話番号 | |
| F A X 番号 | |

添付書類 位置図、納税証明書、非課税証明書又は活動を証する書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

伊賀南部環境衛生組合
管理者

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店について、下記のとおり指定の決定をしましたので通知します。

記

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店決定店舗

| | |
|-----------------|--|
| 指 定 取 扱 店 番 号 | |
| 店舗又は事務所の名称 | |
| 所 在 地 | |
| 取 扱 指 定 袋 の 種 類 | |

取扱店の遵守事項

1. 一般の需要を満たすに足りる数量の指定ごみ袋を常備し、適正な管理をすること。
2. 店頭の見やすい場所に取扱店である旨を表示し、店舗内の指定ごみ袋を置く場所に交付単位当たり（10枚1組）の手数料の額を表示すること。
3. 指定ごみ袋の割引販売や景品としての利用は行なわないこと。
4. 指定の廃止又は指定の取消のときは、伊賀南部環境衛生組合へ保有する指定ごみ袋を速やかに引き渡すこと。
5. 伊賀南部環境衛生組合から指定ごみ袋の在庫の報告、取扱方法の指示等を求められたときには、速やかに応じること。

様式第3号(第11条関係)

年 月 日

伊賀南部環境衛生組合
管理者 様

住 所
届出者 氏名又は事業
所の名称及び
代表者の氏名

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店変更(廃止)届

伊賀南部環境衛生組合指定ごみ袋取扱店の指定を受けていますが、下記のとおり決定内容の変更(廃止)をしたいので届け出ます。

記

| | |
|------------|-----------|
| 指定取扱店番号 | |
| 店舗又は事務所の名称 | |
| 届出内容 | 変更 ・ 廃止 |
| 変更(廃止)理由 | |
| 変更(廃止)年月日 | 年 月 日より |
| 担当者氏名 | 電話 FAX |

変更内容

| | | |
|------------|---|--|
| 店舗又は事務所の名称 | 旧 | |
| | 新 | |
| 所在地 | 旧 | |
| | 新 | |
| 取扱指定袋の種類 | 旧 | |
| | 新 | |